

【不祥事防止委員会設置要綱】

(目的)

第1条 不祥事根絶対策専門家会議の提言「信頼される学校・教職員であるために～教職員の不祥事根絶に向けての提言～」(平成21年12月24日)の趣旨に沿い、教職員の不祥事防止のため不祥事防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(役割)

第2条 委員会は、次の事項について協議、対策を行う。

- (1) 教職員の不祥事を防止するための対策に関すること
- (2) 意識改革、規範意識の確立のための研修の企画立案
- (3) 教職員相互の不祥事防止チェック、不祥事防止運動に関すること

(委員の構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 体罰、セクシュアル・ハラスメント等相談担当

(委員会の開催)

第3条 委員会は、月1回の開催を原則とする。また、必要に応じて随時開催する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、校長が招集する。

(関係職員の出席)

第5条 校長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めることができる。

(記録等)

第6条 委員会の重要な議事については、議事録を作成し、3年間保存しなければならない。

- 2 委員会の議長は教頭、記録は養護教諭をもって充てる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則 この要綱は、平成22年2月8日から施行する。

附 則 平成27年4月1日一部改正。